

障害支援区分、知的・精神の判定改善 見直し案了承（社保審部会）

社会保障審議会障害者部会が11月19日に厚生労働省で開かれ、障害者総合支援法で2014年4月に施行される障害支援区分への見直し案が了承された。今回はいわゆるマイナーチェンジで、委員から「支給決定のあり方を見直すことが必要」との声もあった。

障害支援区分は、障害程度区分から呼び方を変え、障害者の「心身の状態を示すもの」から「必要な支援の度合いを示すもの」へと定義も変える。

今回の見直しでは、特に精神障害や知的障害で一次判定（コンピュータ判定）が低く出てしまい、二次判定（市町村審査会）で引き上げるパターンが多いことから、現行の二次判定に近い結果が一次判定で出るようシステムを改善する。判定された区分が低いと障害の程度も軽いと見なされ、利用できる福祉サービスに影響するため、かねて不満の声があった。

そこで調査項目を見直し、危険を認識して行動できるか、読み書きに支援が必要か、集団に適應でき

るかなどを追加した。

厚労省は、見直しにあたり、2012年度は約200市区町村から障害程度区分の詳細データ約1万4,000件を収集。なぜ二次判定で引き上げることになるのか要因を検証した。その差を解消するため判定式を見直し、モデル事業を約100市区町村で実施。2,611件の検証結果をみると、二次判定で引き上げる割合は知的で41%から16%に、精神で45%から22%に縮まったという。また、モデル事業を踏まえ、二次判定で引き上げる率が高い区分1の精神障害者に着目し、一次判定との一致率を上げるため判定式の修正もしたという。

厚労省は「新判定式だと現行と比べ、知的障害や精神障害の特性をより反映できる。現行の二次判定に近い一次判定が出るよう改善された」と報告した。12月中旬にパブリックコメントを行う予定。

（福祉新聞・第2647号 2013年11月25日）

お知らせ

患者さんの行動を内面から引き出すコミュニケーションスキル・ ブラッシュアップ講座

～コミュニケーションの視点による新たなリハビリアプローチ～

日時：2014年3月1日（土）10：00～16：00

会場：兵庫医科大学 平成記念会館

プログラム

1. 当事者の心理の理解から始めよう～当事者は何に傷つき何を期待しているのか 定政由里子（関西リハビリテーション病院臨床心理士）
2. 臨床心理士の視点からリハビリコミュニケーションを考える 定政由里子
3. 患者さんの行動を内面から引き出すコミュニケーションスキル 藤田菜穂子（クリアコミュニケーション代表）
4. 演者による座談会「これからの医療人とは？～心のこもったリハビリテーションのために」

対象：PT、OT、医師、MSWなどの医療職

申し込み方法：兵庫医科大学リハビリテーション医学教室ホームページ（<http://www.neuroreha.jp/index.html>）、または、CRASEEDのホームページ（<http://craseed.sakura.ne.jp/index.html>）のセミナー申込専用フォームよりお申し込みください。追って、参加可否、受講料振込先などをお知らせします。受講料の振込みをもちまして、お申し込み完了となります。

受講料：10,000円 ※CRASEED正会員は20%引き、CRASEED賛助会員の施設職員は10%引き

問い合わせ先：☎663-8501 西宮市武庫川町1-1
兵庫医科大学リハビリテーション医学教室
e-mail：office@craseed.org

※CRASEEDは、日本OT協会SIG認定施設です。